

## 松本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第4号

改正 平成17年2月1日規則第2号

平成19年3月30日規則第9号

平成25年3月1日規則第2号

(題名改称)

### (目的)

第1条 この規則は、松本市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者(以下「代表者」という。)は、毎年度、議長を経由して市長に松本市議会政務活動費交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の内容に異動が生じたときは、代表者は議長を経由して市長に松本市議会政務活動費交付変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が、その年度において解散したときは、代表者であつた者は議長を経由して市長に松本市議会会派解散届(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、年度の中途において議員の任期が満了する場合は、この限りでない。

### (交付決定)

第3条 市長は、交付申請書の提出があつた会派について、交付すべき政務活動費の額を決定し、松本市議会政務活動費交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

### (交付日)

第4条 条例第4条第1項に規定する政務活動費は、4月15日に交付する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その前日とする。

2 条例第4条第2項及び第3項並びに第5条第1項に規定する政務活動費は、交付申請書又は変更申請書が提出された日の属する月の翌月(その日が各月1日に当たる場合は、当月)の15日に交付する。ただし、その日が休日等に当たるときは、その前日とする。

### (収支報告書)

第5条 条例第8条に規定する収支報告書は、松本市議会政務活動費収支報告書(様式第5

号)によるものとし、次の書類を添付しなければならない。

(1) 政務活動費活動報告書(様式第6号)

(2) 領収書の写し(領収書の写しのないものは、その金額、相手方及び理由を記載した書類)

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第8条の規定により提出された収支報告書(添付書類を含む。)の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して3年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行し、この規則による改正後の松本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成18年度に交付した政務調査費に係るものから適用する。

附 則(平成25年3月1日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前にこの規則による改正前の松本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

松本市議会政務活動費交付申請書

年 月 日

(あて先)松本市長  
(松本市議会議長経由)

申請者 会 派 名  
代表者氏名 印

松本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 経理責任者氏名

2 所属議員数 人

3 所属議員氏名

4 交付申請額 円

様式第2号(第2条関係)

松本市議会政務活動費交付変更申請書

年 月 日

(あて先)松本市長  
(松本市議会議長経由)

申請者 会 派 名  
代表者氏名 印

松本議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

変更内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 名			
代 表 者 氏 名			
経 理 責 任 者 氏 名			
所属議員数(新旧名簿を添付)	人	人	
交付申請額( 年度分)	円	円	

様式第3号(第2条関係)

松本市議会会派解散届

年 月 日

(あて先)松本市長  
(松本市議会議長経由)

申請者 会 派 名  
代表者氏名 印

松本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により下記のとおり届けます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

様式第4号(第3条関係)

松本市議会政務活動費交付決定通知書

松本市指令第 号  
年 月 日

会 派 名  
代表者氏名 様

松本市長 印

年 月 日付で申請のあつた政務活動費の交付について下記のとおり決定しましたので、松本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額 円

様式第5号(第5条関係)

松本市議会政務活動費収支報告書

年 月 日

(あて先)松本市議会議長

会 派 名  
経理責任者氏名 印

年度に交付を受けた政務活動費の収支について、松本市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 取 入 政務活動費 円

2 支 出

項 目	金 額(円)	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 円

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)松本市議会議長

会派名  
代表者

印

政 務 活 動 費 活 動 報 告 書

年度に交付を受けた政務活動費活動内容ごとの使途項目及び支出額について、  
次のとおり報告します。

活 動 内 容	使 途 項 目	支 出 額

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 2 条関係)

様式第 4 号 (第 3 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)